

令和3年度 財政援助団体等監査監査結果措置状況

《一般財団法人神戸すまいまちづくり公社》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項 ア 法令、定款等に基づき理事会が適正に決議すべきもの (ア) 業務の適正を確保するための体制 一般法第197条により準用する同法第90条第5項により、大規模一般財団法人において理事会は同条第4項第5号の「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（以下「業務の適正を確保するための体制」という。）の整備」を決定しなければならないこととされている。そして、公社は令和2年度末の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることから一般法第2条第3項により大規模一般財団法人にあたるため、公社の理事会は業務の適正を確保するための体制の整備を決定しなければならない。</p> <p>理事会において決定すべき業務の適正を確保するための体制は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法務省令」という。）第62条により準用する法務省令第14条により次のとおりとされる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><法務省令> (理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制) 第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 </div>	<p>法に規定する項目に合わせて内部統制システムの改定を進め、次回の理事会で決議を受けることとする。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項</p> <p>七 <u>監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</u></p> <p>八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>九 <u>前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</u></p> <p>十 <u>監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</u></p> <p>十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>法務省令第14条第7号、第9号及び第10号は平成27年の改正により新設されたものである。</p> <p>会社では、上記4(5)のとおり業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を平成25年6月理事会で決定しているが、平成25年の決定以降に基本方針の見直しは行っておらず、新設された規定に基づく体制の整備について理事会で決定していない。</p> <p>平成27年に新設されたものについて適正に理事会で決定し、業務の適正を確保するための体制の整備をするべきである。</p> <p>また、基本方針については、法令改正などの諸事情を踏まえ、理事会において十分議論のうえ、適宜見直しが行われるよう努められたい。</p>		
<p>(イ) 事業報告</p> <p>事業報告については、一般法第199条により準用する同法第123条第2項により作成しなければならず、同法第124条により理事会の承認を受けなければならないこととされている。そして、事業報告の内容については、法務省令第64条により準用する同令第34条第2項において、「当該一般財団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)」(第1号)及び「法第百九十七条</p>	<p>今回の理事会において、事業報告の中に盛り込み、承認を得ることとする。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>において準用する法第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要」(第2号)と定められている。</p> <p>上記(ア)のとおり、公社の理事会は業務の適正を確保するための体制の整備を決定しなければならず、その基本方針を平成25年6月理事会で決定して運用しているが、公社の理事会の議案を確認したところ、事業報告については法務省令第34条第2項第1号に関するもののみで、同項第2号に関するものについては作成しておらず、理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>法令に基づき、適正に事業報告を作成し理事会の承認を得るべきである。</p>		
<p>(ウ) 財産目録</p> <p>一般財団法人神戸すまいまちづくり社定款(以下「定款」という。)第9条第1項では、次のとおり定められている。</p> <div data-bbox="209 1137 743 1653" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><定款> (事業報告及び決算) 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録 </div> <p>公社は公益法人会計基準を採用しており、公益法人会計基準の運用指針4により「公益法人会計基準に定めのある財産目録については、移行法人及び一般社団・財団法人は、これを作成しないことができる。」とされているものの、上記のとおり定款では財産目録を作成することとされており、定款に沿った取扱いが必要となる。</p> <p>公益法人会計基準によれば財産目録の内</p>	<p>平成20年における会計基準改正により、財産目録が財務諸表の範囲から除かれ、移行法人では財産目録の作成は不要となったことを踏まえ、公社でも作成しない方向とした一方で、特に理事会・評議員会で諮らず、公社の定款で規定されたままの不整合な状況が生じていた。</p> <p>令和4年2月の評議員会で定款変更の決議をとり、財産目録の項目を削除することとした。</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況												
<p>容については、「当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。」とされる。しかし、公社の作成する財産目録は、基準の示す内容とは異なり、数量、使用目的等が記載されていないものがあつた。</p> <p>また、財産目録は監事の監査の対象ではあるものの監事の監査の日程が限られていることから、監事からの指示を受ければ資料を提出するが詳細な資料は基本的には監事の監査にあたって提出しない取扱いとしていた。さらに、財産目録について理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>定款に従い財産目録を作成し、監事の監査を受けるとともに、理事会の承認を受けるべきである。</p> <p>財産目録については、使用目的に関する公益法人との違いもあるが、公益法人会計基準に沿った財産目録の作成を行われるよう努められたい。</p>														
<p>イ 内部取引の会計処理を適正に行うべきもの</p> <p>北神戸ゴルフ場用地の賃貸料について、用地組合の組合員として公社が所有する部分の土地に関して内部取引（費用から収益への振替）を行っているが、決裁と総勘定元帳で年度ごとの内訳が異なって処理されていた。</p> <table border="1" data-bbox="209 1507 746 1794"> <thead> <tr> <th></th> <th>決裁</th> <th>総勘定元帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>1,215,640円</td> <td>1,215,640円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度分 (令和2年4月・5月分)</td> <td>202,607円</td> <td>202,606円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度分 (令和2年6月～令和3年3月)</td> <td>1,013,033円</td> <td>1,013,034円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この要因は、決裁を起案する部署（経営企画部営業推進課）と元帳の処理を行う部署（総務部総務課）が異なり、担当者同士で口頭により確認するのみで、決裁を確認しないまま処理を行ったために齟齬が生じたものである。他の内部取引においても当該</p>		決裁	総勘定元帳	総額	1,215,640円	1,215,640円	令和2年度分 (令和2年4月・5月分)	202,607円	202,606円	令和3年度分 (令和2年6月～令和3年3月)	1,013,033円	1,013,034円	<p>口頭で金額確認を行ったために決裁と元帳に齟齬が生じた。</p> <p>今回のような齟齬を防ぐために決裁の供覧を双方の部署で行い、適正に処理を行うよう、以後徹底している。</p>	措置済
	決裁	総勘定元帳												
総額	1,215,640円	1,215,640円												
令和2年度分 (令和2年4月・5月分)	202,607円	202,606円												
令和3年度分 (令和2年6月～令和3年3月)	1,013,033円	1,013,034円												

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>案件のように口頭での確認のみによって処理するケースがあるということであった。</p> <p>内部取引であっても、口頭ではなく決裁等の確認により適正に処理するべきである。</p>		
<p>ウ 適正な支払いを行うべきもの</p> <p>Zoomのアカウント取得やアドオン（オプション追加）の契約に基づく支払いを、職員個人名義のPayPalで支払いをしたものについて、実質的に職員により立替えが行われたものであるにもかかわらず、前渡金払の処理をしている事例があった。</p> <p>当該事例の支出にかかる決裁では資金前渡の理由について、上記契約にかかる支払い方法がクレジット払い又はPayPalに限られており、決済後にサービスが開始されるため、事前に決済を行う職員へ前渡金払をして職員個人名義のPayPalで支払う旨記載されている。しかし実査では、PayPalでの支払いの決済の日より後に、同決済を行った職員が前渡金を領収していた。</p> <p>会社の定める収納支出事務取扱要領Ⅱ4(1)により、前渡金払については「特定の経費について現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者（所管課長）に前渡しすることができる」とされているが、PayPalでの支払いは現金支払ではないため、前渡金払できるものにはあたらない。また、収納支出事務取扱要領Ⅱ4(4)により立替払については「緊急やむを得ない場合に、正規の手続きをとることができないため、一時職員が立替えた支払について、立替払者の請求に基づき当該本人に支払うことができる。」とされているのに対して、事前に手続きの必要性が認識されているものは「緊急やむを得ない場合」にはあたらないため、本件については立替払できるものではなく、立替払を前提とした処理を行うことは認められない。</p> <p>そもそも会社では法人単位で発行できる</p>	<p>資金前途できるものであるか、適切な確認怠ったために生じた。</p> <p>リスク管理の観点からクレジットカード等の導入は控えており、今回のように支払方法がクレジットカードかPayPalで限定されているのは特殊な例であることから、現時点で要領等の改正は検討していない。</p> <p>今後必要と見込まれる状況になれば対応方法を検討していく。</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況						
<p>クレジットカード等を所有しておらず、PayPalでの支払いについては、現状では収納支出事務取扱要領やその他の会社の規程に基づき利用することができないサービスである。</p> <p>支払い方法のないサービスについては利用できないものであるが、オンライン会議等において利用する必要性が高く導入しなければならない場合は、支払いが可能となるよう規程等の整備を行うべきである。</p> <p>近年、支払方法がクレジットカードやPayPalに限定されるサービスが増えてきている。今後もそのようなサービスの利用が必要となることが考えられることから、適正な支払いができるように支払い方法の多様化の検討を行われたい。</p> <p>なお、前渡金払や立替払の正しい理解のもとでの事務処理が行われていないため、前渡金払や立替払に際しては収納支出事務取扱要領等の適正な運用に努められたい。</p>								
<p>エ 契約保証金を納付させるべきもの</p> <p>次の契約で契約保証金が免除されており、その免除の理由が不明であった。そして、公社経営管理課及び設備保全課の業務では工事契約以外の契約については保証金をとっていないということであった。</p> <table border="1" data-bbox="204 1384 746 1975"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1384 268 1417"></th> <th data-bbox="268 1384 746 1417">契約名（契約金額、履行期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1417 268 1664">経営管理課</td> <td data-bbox="268 1417 746 1664"> <ul style="list-style-type: none"> ・レバンテ垂水駐車場管理業務（垂水駅前東広場含む） （54,870,024円、令和2年4月1日～令和5年3月31日） ・ウエステ垂水駐車場 管理・設備保守管理・清掃業務 （25,258,906円、令和2年4月1日～令和5年3月31日） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1664 268 1975">設備保全課</td> <td data-bbox="268 1664 746 1975"> <ul style="list-style-type: none"> ・大輪田ポンプ場 2号雨水ポンプ用エンジン整備業務 （15,598,000円、契約締結（令和2年7月14日）の翌日～令和2年8月30日） ・昇降機設備保守点検業務1 （76,814,100円、令和2年4月1日～令和3年3月31日） ・防災設備点検業務2 （16,810,530円、令和2年4月1日～令和3年3月31日） </td> </tr> </tbody> </table>		契約名（契約金額、履行期間）	経営管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・レバンテ垂水駐車場管理業務（垂水駅前東広場含む） （54,870,024円、令和2年4月1日～令和5年3月31日） ・ウエステ垂水駐車場 管理・設備保守管理・清掃業務 （25,258,906円、令和2年4月1日～令和5年3月31日） 	設備保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・大輪田ポンプ場 2号雨水ポンプ用エンジン整備業務 （15,598,000円、契約締結（令和2年7月14日）の翌日～令和2年8月30日） ・昇降機設備保守点検業務1 （76,814,100円、令和2年4月1日～令和3年3月31日） ・防災設備点検業務2 （16,810,530円、令和2年4月1日～令和3年3月31日） 	<p>公社契約規程第 22 条にあたるものであるかの確認が不十分であったために生じた。</p> <p>契約保証金の適正な徴収について、全所属あてに規程を適正に確認したうえで事務執行するよう、令和4年2月14日付で全職員に通知し、周知徹底した。</p>	措置済
	契約名（契約金額、履行期間）							
経営管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・レバンテ垂水駐車場管理業務（垂水駅前東広場含む） （54,870,024円、令和2年4月1日～令和5年3月31日） ・ウエステ垂水駐車場 管理・設備保守管理・清掃業務 （25,258,906円、令和2年4月1日～令和5年3月31日） 							
設備保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・大輪田ポンプ場 2号雨水ポンプ用エンジン整備業務 （15,598,000円、契約締結（令和2年7月14日）の翌日～令和2年8月30日） ・昇降機設備保守点検業務1 （76,814,100円、令和2年4月1日～令和3年3月31日） ・防災設備点検業務2 （16,810,530円、令和2年4月1日～令和3年3月31日） 							

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>設備保全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地区設備保全業務 (121,030,800円、令和2年4月1日～令和3年3月31日) ・ しあわせの村地区設備保全業務 (75,275,420円、令和2年4月1日～令和3年3月31日) ・ 神戸総合運動公園地区 設備保全業務 (36,447,686円、令和2年4月1日～令和3年3月31日) ・ 魚崎ポンプ場等保守管理業務 (29,700,000円、令和2年4月1日～令和3年3月31日) 		
<p>契約保証金の納付については、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社契約規程（以下「公社契約規程」という。）第20条により「契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上の額とする。」とされており、契約保証金の免除については同規程第22条により次のとおり規定されている。</p>		
<p>＜公社契約規程＞ （契約保証金の免除） 第22条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約金額が1,000万円未満の契約をするとき。 (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。 (3) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引き取るとき。 (4) 契約の相手方が、保険会社との間に本公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。 (5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (6) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 		
<p>工事契約以外の契約については基本的に公社契約規程第22条第1項第6号に該当するため免除しているということであるが、個別の契約の決裁にあたり同号に該当するものとして契約保証金を免除することの決議がなされていない。</p>		
<p>工事契約以外の契約において契約保証金を免除することができる定め等はなく、公社が定める一般財団法人神戸すまいまちづくり公社委託契約約款（以下「公社委託約</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>款」という。)や一般財団法人神戸すまいまちづくり公社製造その他請負契約約款(以下「公社請負約款」という。)等の契約約款(以下、公社委託約款、公社請負約款等を併せて「公社契約約款」という。)において工事契約以外の契約に関する契約保証金の定めがあることから、工事契約以外の契約において契約保証金を当然に免除できるものではないことは明らかである。</p> <p>公社契約規程の定めに従い、契約保証金を契約の相手方に適正に納入させるべきである。</p> <p>また、契約保証金を免除する場合には、公社契約規程第 22 条に該当することを適正に確認したうえで免除されるべきである。</p>		
<p>オ 適正に変更契約を締結するべきもの</p> <p>契約内容の変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結していない次のような事例があった。</p> <p>(ア) 空調自動制御設備保守点検業務 4</p> <p>神戸高齢者総合ケアセンターの 3 階及び 4 階の閉鎖による設備休止に伴い、令和 2 年度に予定していた保守点検作業を減じて、契約金額を 5,808,000 円(税込)から 1,469,600 円(税込)減額することになった。その際に、契約変更を行わず、当該契約の所管課で独自に作成した「変更指示簿」という様式を使用して、上記設備休止に伴い保守点検作業を減ずること、及び契約金額を減額することについて課長決裁により請負人に対して指示及び伝達していた。</p> <p>契約内容変更の手続きについては公社請負約款第 28 条により、「契約内容を変更した場合は、乙(請負人)は、5 日以内に変更契約書又は請書を提出しなければならない。」とされるとともに、その省略については「特に甲(公社)が必要ないと認めたときは、変更契約書又は請書を省略することができる。」とされている。しかし、公社契約規程によ</p>	<p>公社契約規程及び約款などの確認が不十分であったために生じた。</p> <p>規程及び約款などに従った変更契約などを適正に処理を進めていくよう、令和 4 年 2 月 14 日付で全職員に通知し、周知徹底した。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>り契約書の省略ができる場合は次のとおり限定される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><公社契約規程> (契約書又は請書の省略) 第 19 条 次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約金額が 100 万円未満の契約をするとき。 (2) 契約締結後 30 日以内に履行し得る契約をするとき。 (3) 有価証券を売買するとき。 (4) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。 (5) その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき。 </div> <p>当該契約は契約書を省略できるケースには当然にはあてはまらないものであり、適正に変更契約書を締結する必要がある。公社請負約款に従い、契約内容の変更から 5 日以内に契約相手方に変更契約書を提出させるべきである。</p> <p>また、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社職務権限規程によれば、当該契約の変更については経営企画部長の決裁が必要である。</p> <p>契約内容の変更にあたっては、適正な決裁区分により変更契約を締結するべきである。</p> <p>(イ) 施設管理インスペクション業務委託契約</p> <p>令和 2 年 4 月及び 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言により業務が中止となったが、変更契約を行わないまま、上記理由により 2 か月分を減額する主旨を注記した請求書を委託者に送付し、委託料の請求を行っていた。</p> <p>当該契約では委託者の作成する委託契約約款に従うこととされ、それによれば契約の変更については「経済情勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当とな</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ったときは、甲（委託者）と乙（公社）が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。」と規定されている。当該契約にかかる業務の中止は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言によるものであり、この規定に該当するものと考ええる。</p> <p>委託契約約款に基づき、適正に変更契約を締結すべきである。</p> <p>なお、当該実査を通じて、他の事例においても契約金額の増額の場合は変更契約を行っているが、減額の場合には慣例的に変更契約を締結していないことが判明した。変更契約書を含む契約書については公社契約規程に基づき作成しなければならず、その例外として公社契約規程第 19 条の契約書の省略が規定されている。</p> <p>契約内容が変更になる場合には、公社契約規程等に従い適正に変更契約を締結すべきである。</p>		
<p>カ 契約内容を契約相手方と共有すべきもの</p> <p>公社では、公社契約約款を定め、これを使用して契約しており、公社契約約款のなかには、公社契約規程、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社個人情報保護規程、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社特定個人情報取扱規程、及び一般財団法人神戸すまいまちづくり公社情報セキュリティポリシー等（以下、これらを併せて「公社規程等」という。）が挙げられ、その遵守を契約相手方に求めることを規定している条項がある。</p> <p>しかし、一部の契約において、関係する公社規程等を契約書に綴じ込んで契約相手方と契約内容として共有していたものの、公社契約約款を使用した多くの契約において契約に係る公社規程等の契約書への綴じ込みがなされておらず、契約相手方に</p>	<p>一部の契約において、共有が不十分であったことから、関係規程等を公社ホームページに掲載し、契約締結にあたり、約款を使用する場合は請負等業者に対して当該ページのURLを明示するよう、令和 4 年 2 月 14 日付で全職員に通知し、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>契約内容として共有しておくべき公社規程等の内容が伝わっていない状態となっていた。</p> <p>契約約款は仕様書と一体となって契約内容を構成するものであり、契約内容については契約相手方と明確に共有しておかなければならない。</p> <p>公社規程等は公社が定めたものであり、法令等とは異なり一般的に周知されたものではないため、契約に関する公社規程等については、契約書に綴じ込むか、公社のホームページに公社規程等を掲載したうえで契約書内にそのURLを示すなどの方法により、適正に契約相手方と契約内容として共有するべきである。</p>		
<p>キ 契約約款に基づき業務責任者の通知の収発を適正に行うべきもの</p> <p>業務責任者については、公社委託約款第14条及び公社請負約款第19条で、受託者及び請負人が業務の履行に関し業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、委託者及び発注人にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない旨の規定がされている。</p> <p>しかし、公社契約約款を使用した多くの契約について契約相手方から業務責任者の通知を受けていなかった。</p> <p>また、神戸市との契約においても、神戸市が定める委託契約約款及び製造その他請負契約約款（以下、これらを併せて「市契約約款」という。）に業務責任者の選任について同様の規定が設けられているが、市契約約款を使用して契約する多くの契約で、受託者及び請負人がすべき業務責任者の通知をしていなかった。</p> <p>公社契約約款を使用する契約については契約相手方から業務責任者の通知がない場合には通知を行うよう指示し、市契約約款を使用する契約については業務責任者の通知を行うように徹底するべきである。</p> <p>なお、契約約款に基づく契約内容全般に</p>	<p>公社契約約款や市契約約款の内容について十分に把握できていなかったために生じた。</p> <p>改めて業務責任者通知書の様式を作成し、今後、その他請負契約及び委託契約において約款を使用する場合は、業務責任者通知書を提出することを求めるよう、令和4年2月14日付で全職員に通知し、周知徹底した。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ついて理解がなされていない事例が多く見受けられたため、契約内容を十分に確認し、適正に契約手続きを行うべきである。</p>		
<p>ク 適正に見積書を徴取すべきもの サンプルの公社所有区画の区分建物区分登記作業（242,000円）を、1者のみで見積書により発注している事例があった。 公社契約規程及び簡易競争入札における見積書徴取に関する基準によれば、次のとおり定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><公社契約規程> （簡易競争入札による契約） 第13条 契約の予定価格が職務権限規程別表2の課長等共通欄に定める額（契約にかかる額が定められている場合はその額）を超えない場合においては、前節の規定にかかわらず、簡易競争入札の方法による契約を締結することができる。</p> <p><簡易競争入札における見積書徴取に関する基準> （見積書徴取基準） 第2条 簡易競争入札を行う場合は、予定価格が50万円以下の場合は2者以上、50万円を超える場合は3社以上から見積書を徴取しなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、契約しようとする者からのみで見積書によることができる。</p> <p>(1) 総額（税抜）が10万円未満の契約をする場合。ただし、工事請負又は製造請負にあつては総額（税抜）30万円とする。</p> <p>(2) 特に価格のさだまったものについて契約する場合</p> <p>(3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約する場合</p> <p>(4) 緊急を要するものについて契約する場合</p> </div> <p>上記規程及び基準に定める簡易競争入札の規定に基づき、当該契約については2者以上から見積書を徴取すべきものである。</p> <p>公社契約規程及び簡易競争入札における見積書徴取に関する基準に従い、適正に見積書を徴取すべきである。</p>	<p>登記に関する土地家屋調査士の報酬は法律による基準が現在でも存在すると誤認し、公社で履行実績のある業者から見積書を徴取し、随意契約としたために生じた。</p> <p>契約規程の定めに従い、今後は適正に事務執行するよう、公社内で周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>あり、指定管理者が神戸市物品会計規則等に基づく備品の取扱いについて十分に把握できていなかった。</p> <p>神戸市物品会計規則第10条により、「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。」と規定されており、指定管理施設にある市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等とされる。そして、指定管理施設の備品を適正に管理していくためには、神戸市物品会計規則を遵守して備品の管理を行うように、指定管理施設の管理運営業務についての協定書又は仕様書に明記したうえで、神戸市所管局から指定管理者に指導する必要がある。</p> <p>駐車場協定書により、公社は駐車場協定書とその仕様書にあたる「神戸市公共駐車場指定管理者標準事務処理要領（以下「駐車場事務処理要領」という。）」だけではなく、募集時の「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領（以下「駐車場応募要領」という。）」や「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領『仕様書』」に従い業務を行うことが定められている。しかし、神戸市所管局は備品を神戸市物品会計規則に基づき管理すること等を駐車場応募要領には記載しているが、駐車場協定書及び駐車場事務処理要領には備品の貸与や帰属等についての記載しかなく、神戸市物品会計規則に基づき備品の管理を行うべきことの具体的な記載はない。</p> <p>備品の取扱いについての記載が中途半端で分散しており、かつ、指定管理者の役割が明記されていない状態となっていることが、公社が備品の取扱いについて十分に把握できていない一因であり、備品の管理の必要性に関する指定管理者としての認識が弱くなっていることに繋がっていると考えられる。</p> <p>神戸市所管局としては、今後は神戸市所管局にて備品番号票を作成して、指定管理者に貼付及び管理を依頼するとのことであるが、その際には、指定管理者の役割の明</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>確化が必要である。</p> <p>神戸市所管局は、指定管理者としての備品の取扱いについて公社が明確に把握できるように、神戸市物品会計規則等に基づき備品を管理することや指定管理者の役割等を駐車場協定書又は駐車場事務処理要領に具体的に明記するなどし、指定管理者である公社を適正に指導するべきである。</p> <p>一方、公社は、上記のとおり駐車場協定書により駐車場応募要領に従い業務を行うこととされており、これには神戸市物品会計規則に基づき備品を管理するべきことが示されている。</p> <p>業務にあたっては、神戸市物品会計規則に沿った備品の取扱いを行うべきである。指定管理者としての役割が不明確な場合であっても、同規則に沿わない取扱いの備品があるときには、神戸市所管局に報告して適正な管理のための指導を求めるべきである。</p>		
<p>(イ) 神戸市立こうべまちづくり会館</p> <p>神戸市立こうべまちづくり会館のギャラリーで物品管理簿と備品の一部を照合したところ、次のような事例があった。</p> <p>A 物品管理簿に備品の記載がなく、備品には備品番号票を貼付しているが備品番号の記載がない事例（カウンター）</p> <p>B 物品管理簿の備品番号と備品番号票の備品番号との照合ができず、物品の特定が困難な事例（机、椅子、花台）</p> <p>神戸市立まちづくり会館の管理運営業務についての協定書により、備品の管理については「指定管理者が管理する市の所有に属する物品については、市物品会計規則及び関係例規に基づいて管理等を行うものとする。」とされている。そして、神戸市物品会計規則第8条により「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」とされ、同規則第10条により「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付け</p>	<p>現在、指定管理者とともに施設内の備品の照合作業中である。すみやかに照合作業を完了し、物品管理簿と現地備品の整合確認を行い、物品管理簿と現地備品の状況を整理した上で、引き続き適正な備品管理を行うよう公社に指導をする予定である。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>て整理しなければならない。」とされている。</p> <p>協定書に基づき、備品の管理を適正に行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、備品の現状を正確に記録した物品管理簿を整備し、神戸市物品会計規則等に基づき適正に備品を管理するよう指定管理者である公社を指導するべきである。</p>		
<p>(2) 意見</p> <p>ア 指定管理施設の防犯カメラの運用について</p> <p>次の指定管理施設で防犯カメラを設置し、その操作を指定管理者である公社に任せているが、神戸市所管局は防犯カメラにかかる運用要綱を作成していなかった。</p> <p>(ア) 神戸市立細田駐車場 32 台</p> <p>(イ) 神戸市立新長田駐車場 23 台</p> <p>(ウ) 神戸市立こうべまちづくり会館 12 台</p> <p>神戸市個人情報保護条例第 7 条では個人情報の収集を制限しているが、その例外の一つとして同条第 2 項ただし書により神戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認められる場合は、個人情報の収集が可能とされている。</p> <p>近年、実施機関による防犯カメラ等の設置に伴う個人情報の収集に関して、実施機関から審議会へ諮問される案件が増加しているため、審議会からの答申を経て、令和 2 年 6 月に防犯カメラの設置について新たな類型事項として追加するとともに、その運用に関して市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が策定され、神戸市各所属長宛てに通知されている。</p> <p>そして、令和 2 年に審議会の類型答申が出されるまでは防犯カメラについては運用要綱を作成のうえ審議会へ諮問することとされていたが、追加された類型事項の事由に該当すると認められ、かつ、神戸市所管局において、ガイドラインの各規定を遵守</p>	<p>(ア)・(イ)</p> <p>神戸市所管局においては、「神戸市営駐車場における防犯カメラ装置取扱要綱」を策定し、同要綱を市営駐車場の全指定管理者に通知した。</p> <p>(ウ)</p> <p>ご指摘の通り、防犯カメラにかかる運用要綱を作成し、すみやかに公社への通知を行うと共に適正運用を行うよう指定管理者に指示いたしました。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>した運用要綱を策定し、適正な運用がなされる場合に限り、審議会への諮問は不要とされることとなった。</p> <p>神戸市所管局は速やかに、ガイドラインに従い防犯カメラにかかる運用要綱を作成されたい。また、指定管理者である公社に作成した運用要綱を通知し、防犯カメラの運用について適正に指導されたい。</p> <p>なお、神戸市立こうべまちづくり会館の神戸市所管局の説明によると、神戸市個人情報保護条例が制定された平成9年より前の平成5年に防犯カメラの設置をはじめたため運用要綱を作成していないということであった。しかし、継続して防犯カメラを設置して個人情報を収集しているものであり、同条例が制定された平成9年において運用要綱を策定したうえで審議会に諮るべきであった。神戸市個人情報保護条例に沿った適切な取扱いが求められる。</p>		